

社会福祉法人健正会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人健正会（以下「当法人」という。）の役員及び評議員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員（理事及び監事）、評議員をいう。

(役員等の報酬)

第3条 役員報酬は月額とし、理事会、評議員会の承認を経て決定する。

2 報酬は、理事長に支給する。

理 事 長 400,000円

(支給制限)

第4条 役員には、原則として賞与は支給しないものとする。

(役員報酬の支給と控除)

第5条 役員報酬には暦月計算とし、職員給与の支給日に支給する。

2 税金、社会保険料等は、毎月の報酬から控除して支給する。

3 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任（解任）したときは、報酬は日割り計算により支給する。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第6条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときの報酬は1回につき10,000円（交通費含む）を出席委員全員に支給する。

(協議事項)

第7条 本規程に定めのない事項については、理事会において協議し決定する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より適用する。